

昭和三十四年法律第六十七号

特定港湾施設整備特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、輸出貿易の伸長及び工業生産の拡大に対応して、重要な港湾施設を緊急に整備することにより、経済基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「特定港湾施設工事」とは、政令で定める港湾の水域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定めるものの建設又は改良の工事であつて、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百条第一項の規定により国土交通大臣が施行するものをいう。

第三条 削除

(港湾管理者の負担割合の特例)

第四条 国土交通大臣は、特定港湾施設工事については、港湾管理者との協議が調つたときは、港湾法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖繩振興特別措置法第百条第三項の規定にかかわらず、その工事に要する費用について、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる負担割合までを港湾管理者に負担させることができる。

- 一 国際戦略港湾（北海道及び沖繩県の国際戦略港湾を除く。次号及び第三号において同じ。）において施行する工事（港湾法第五十二条第二項第一号に規定する施設に係る工事に限る。） 十分の四・四
- 二 国際戦略港湾又は国際拠点港湾（北海道及び沖繩県の国際拠点港湾を除く。次号において同じ。）において施行する工事（港湾法第五十二条第二項第三号に規定する施設に係る工事に限る。） 十分の七・十五
- 三 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾（北海道及び沖繩県の重要港湾を除く。）において施行する工事（前二号に掲げる工事を除く。） 十分の五・六
- 四 北海道の港湾の水域施設又は外郭施設に係る工事 十分の二・三五
- 五 北海道の港湾の係留施設に係る工事 十分の四
- 六 沖繩県の港湾の水域施設、外郭施設又は係留施設に係る工事 十分の一・四五

(特別利用料)

第五条 港湾管理者は、第四条第一項の規定により特定港湾施設工事について負担する負担金のうち、当該工事に要する費用の額の十分の二（北海道及び沖繩県の港湾については、十分の一）に相当する部分（その部分に係る政令で定める利息を含む。）の財源に充てるために特別利用料を徴収するものとする。

2 前項の特別利用料の種類及び料率の基準は、政令で定める。

3 第一項の特別利用料については、港湾法第四十四条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

(工事の委託)

第六条 国土交通大臣は、特定港湾施設工事の一部を港湾管理者に委託することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(昭和六十年、昭和六十一年、平成三年度及び平成四年度の特別例)

2 第四条の規定の昭和六十年、昭和六十一年、平成三年度及び平成四年度における適用については、同条第一項第二号中「十分の一・四五」とあるのは「十分の二・三五」と、同項第三号中「十分の三・二五」とあるのは「十分の四」と、同項第四号中「十分の一」とあるのは「十分の一・四五」と、同条第二項中「十分の八」とあるのは「十分の七・二」と、「十分の六」とあるのは「十分の八」とする。

(昭和六十二年、平成二年度までの特別例)

3 第四条の規定の昭和六十二年、平成二年度までの各年度における適用については、同条第一項第二号中「十分の一・四五」とあるのは「十分の二・八」と、同項第三号中「十分の三・二五」とあるのは「十分の四・六」と、同項第四号中「十分の一」とあるのは「十分の一・九」と、同条第二項中「十分の八」とあるのは「十分の六・四」と、「十分の六」とあるのは「十分の四・八」とする。

附 則 (昭和三十五年五月二日法律第七五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年三月二日法律第二四号) 抄

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十六年三月二日法律第二五号) 抄

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十六年二月三十一日法律第一三一号) 抄

すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成三年度及び平成四年度における事務又は事業の実施により平成五年度（平成三年度の特例に係るものにあつては平成四年度とする。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担、平成三年度及び平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成五年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

2 この法律（第十一条及び第二十条の規定を除く。）による改正後の法律の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成四年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担及び平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成四年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成二一年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成二二年三月三十一日法律第三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年三月三十一日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。